

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会 御中
(事務局:気候変動対策認証センター)

平成25 年10月10日

温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
鳥取県芦津財産区による森林整備活動を用いた温室効果ガス排出削減事業 ――芦津の森 いきいき木こりプロジェクト――			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	鳥取県智頭町大字芦津財産区(チヅチョウオオアザアシヅザイサンク)		印 鳥取県芦津財産区 議長
住所	鳥取県八頭郡智頭町大字芦津 172		
代表者氏名	綾木 章太郎	代表者役職	議会議長
担当者氏名	綾木 章太郎	担当者 所属部署・役職	芦津財産区議会 議会議長
担当者 E-mail	s-ayaki@hal.ne.jp	担当者電話番号	090-8062-9952
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	NPO法人因幡の山と里		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	NPO 法人因幡の山と里(イナバノヤマトサト)		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	気候変動対策認証センター		
検証機関名	(社)日本能率協会 地球温暖化対策センター		

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 (4 ケタ)	0030
プロジェクト登録日	平成22年5月25日
プロジェクト概要 ¹	<p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>鳥取県八頭郡智頭町大字芦津の芦津財産区有林を持続的に管理するため、間伐が必要な人工林を適期に間伐し、健全な水源かん養機能・山地災害防止機能を維持するとともに、光合成による二酸化炭素の吸収を促進する。間伐した森林の二酸化炭素吸収量について、オフセットクレジット(J-VER) を取得・販売し、その追加的資金により、次のことを実施する。</p> <p>第一に、芦津財産区の住民を交えて間伐、間伐材の搬出、作業道の整備などを進める。このことにより、林業後継者の育成および森林の多面的機能の発揮が期待される。</p> <p>第二に、都市部の人々を芦津財産区有林に招き、植林・間伐などの体験を通して山に目を向けてもらう。このことにより、山林の現状が理解されるとともに、間伐によるCO2 吸収量の増加および環境負担の軽減を認識してもらうことができ、山林への支持・支援が得られると期待される。</p> <p>第三に、鳥取環境大学と提携し、学生が林業や山村について広く学び、体験できる機会を提供する。このことにより、森林および山村集落の有する機能が自然科学および社会科学の面から評価され、それらを活用した山村集落の新たな価値の創造が期待される。</p> <p>第四に、財産区有林内に森林セラピーロードを設け、県内外の人に明るく開放的な森林を体感してもらう。これによって、森林の持つ癒し効果をアピールでき、芦津の森が人々の休息の場となることが期待される。</p> <p>このように、J-VER で得られる追加的資金を活用することにより持続的かつ発展的な森林経営が芦津財産区で行われることとなる。</p> <p>【適格性基準との整合性】</p> <p>C.2.1 条件1 本プロジェクト対象地は、森林法第5条に定める森林(千代川地域森林計画:H24.4.1～H34.3.31)であり、森林施業計画対象の森林である。</p> <p>C.2.2 条件2 プロジェクト実施地において行われた施業は以下の3つの条件を満たしている。 ○クレジット発行対象期間内(2010年4月1日～2013年3月31日)に当該プロジェクト実施地の森林施業計画や森林認証の森林計画書において土地転用および主伐は計画されていない。</p>

¹ プロジェクト概要はプロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA / QC 体制等に関することを3ページ以内で具体的に記述してください。登録時から変更がなければ登録時と同内容を、登録時から変更がある場合は相違点を具体的に記述してください。

	<p>○2007年4月1日以降に森林施業計画に基づき施業(間伐)されたものである。 ○2013年3月31日までの計画策定がされている。</p> <p>C.2.3 条件3 施業計画の認定番号 <u>20-7(変 4-24)</u></p> <p>C.2.4 条件4 該当なし</p> <p>【法令遵守状況】 森林・林業基本法第9条森林所有者としての責務を遵守している。 森林法第5条 地域森林計画、第11条 森林施業計画、第34条 保安林における制限を遵守している。 その他の法令(森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法、種の保存法、鳥獣保護法、騒音規制法、景観法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、環境影響評価法)には該当がない。</p> <p>【採用技術】 間伐面積の測定: コンパス(有限会社楠衡器製作所、機械番号 137089)昭和30年頃購入 樹高の測定: トゥルーパルス 200(精度: ±30cm)平成22年3月購入 胸高直径の測定: 輪尺</p> <p>【モニタリング方法】 活動量: 実測 拡大係数: 「京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書」を採用 収穫予想表: 「スギ人工林収穫予想表等作成に関する基礎調査書(鳥取県農林水産部)」を採用</p> <p>【GHG 算定式の方法論への準拠性】 全て準拠する</p> <p>【モニタリング体制】 面積測定: 智頭町森林組合 毎木調査、樹高測定、写真撮影: 芦津財産区議会議員(林業技士、測量士補) 森林施業計画、間伐データ等の提供: 芦津財産区、智頭町森林組合 吸収量算定: NPO 法人因幡の山と里 J-VER 事業主任 吸収量算定確認: 芦津財産区議会副議長 吸収量算定責任者: 芦津財産区議会議長</p> <p>【QA / QC 体制】</p>
--	---

	<p>(1) 教育訓練</p> <p>モニタリングにおける手順や算定基準に対する教育研修など、モニタリング及び純吸収量算定・報告に関する知識等を継続的に普及させることは、純吸収量の把握における信頼性確保のために重要であるので、組織内関係者に対し、モニタリング体制やモニタリング手順、測定機器の維持管理、モニタリング報告書記載方法等についての研修、説明を実施する。</p> <p>モニタリング教育・訓練の方法</p> <p>研修実施者：NPO 法人因幡の山と里 J-VER 担当</p> <p>研修対象：芦津財産区議会議員</p> <p>研修時期：モニタリング実施前</p> <p>研修内容：①モニタリング体制 ②モニタリング方法ガイドライン読み合わせ</p> <p>研修記録：教育・訓練記録を作成し、平成 35 年 3 月 31 日まで保存する</p> <p>(2) 情報の保管</p> <p>検証機関が純吸収量の算定結果を再計算できるように、純吸収量を算定するために使用した全データをハードディスク、CD-ROM等の電子媒体、紙文書で保存する。</p> <p>情報の管理方法</p> <p>情報管理者：NPO 法人因幡の山と里</p> <p>管理方法：ハードディスク、CD-ROM等の電子媒体、紙文書で保存する。</p> <p>管理情報：教育・訓練の記録、森林管理の記録、内部監査の記録、モニタリングの基礎データ、算定データ、機器点検の実施記録</p> <p>管理確認：内部監査時</p> <p>管理期間：プロジェクト期間終了後 10 年間(平成 35 年 3 月 31 日まで)</p> <p>(3) データの確認</p> <p>報告データの信頼性を高めるためにはデータチェックが必要であるので、収集データ単位の確認、野外調査帳と算定ファイルの突き合わせ、使用した係数等の妥当性の確認、林分間の比較、恣意的なデータ・はずれ値の識別等を行う。</p> <p>データ確認方法</p> <p>確認データ：モニタリングで使用した基礎データ(野外調査帳)、算定データ、使用した係数</p> <p>確認者：吸収量算定確認者</p> <p>(4) 内部監査</p> <p>モニタリング、データ収集、純吸収量の算定、報告等の一連の報告プロセスの信頼性の維持・向上のため、モニタリング体制、ガイドライン等に対し、組織が適切な活動が実施されているか、効率よく機能しているか定期的に確認する。課題や問題点があった場合は、訂正する。</p> <p>内部監査の方法</p> <p>内部監査員：芦津財産区議会議員</p>
--	--

	<p>監査内容 : モニタリング体制、モニタリング方法ガイドライン等に沿って、モニタリング、データ収集、算定、報告等が適切に実施されているか確認する。</p> <p>監査方法 : 年1回実施</p> <p>モニタリング体制が適切に機能しているかどうか、教育・訓練、記録管理、情報管理、ダブルチェック管理などQA/QC体制で規定したことを実施していることを確認する。</p> <p>全ての記録の中から任意にデータを取り出し、定められた方法どおり、記録、入力、確認が行われ、モニタリング報告書に記載されているか確認する。</p> <p>是正が必要な場合は、是正を求め、是正結果を確認する。</p> <p>(5)測定機器の維持・管理</p> <p>樹高測定器、面積測定器を適切な場所に保管し、モニタリング実施前に点検、キャリブレーションを行う。</p> <p>点検実施者は点検記録を作成し、NPO 法人因幡の山と里は平成 35 年 3 月 31 日までこれを保存する。</p> <p>(その他特筆すべき事項)</p> <p>特になし</p>														
<p>モニタリング結果概要²</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。</p> <p>(その他特筆すべき事項)</p> <p>特になし</p>														
<p>適用モニタリング方法 ガイドライン</p>	<p align="center"><u>オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン</u> (森林管理 プロジェクト用) ver.4.3</p>														
<p>適用方法論</p>	<p>方法論番号 <u>No.R001 ver. 6.3</u></p>														
	<p>方法論名称 森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)</p>														
<p>モニタリング結果</p>															
<p>モニタリング期間</p>	<p align="center">2010年 4月 1日～ 2013年 3月 31日</p>														
<p><方法論R001・R002・R003のみ> モニタリング対象面積</p>	<p align="center">109.85ha</p>														
<p>排出削減・ 吸収量</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>2008</th> <th>2009</th> <th>2010</th> <th>2011</th> <th>2012</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>t-CO2</td> <td></td> <td></td> <td align="center">46</td> <td align="center">282</td> <td align="center">558</td> <td align="center">886</td> </tr> </tbody> </table>	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計	t-CO2			46	282	558	886
年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計									
t-CO2			46	282	558	886									
<p>認証依頼削減・吸収量</p>	<p align="center">886 t-CO2³</p>														

² モニタリング概要は、モニタリング方法において特筆すべき事項があれば記入してください。

³ 合計の値から小数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名： <u> NPO 法人因幡の山と里 </u></p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VÉR)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法を含む)に申請しています</p> <p style="padding-left: 40px;">類似制度名： _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="padding-left: 40px;">理由： _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VÉR)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

	<p>【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)を明記します。</p> <p style="padding-left: 20px;">あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。</p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/> ホームページ ホームページ URL: _____</p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/> 出版物 (環境報告書/定期刊行物)</p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)については除きます。</p> <p>【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 公的な報告・公表制度には参加していません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の公的な報告・公表制度に参加しています</p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。</p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/> 地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画(区域施策)の策定義務対象者(都道府県)である。</p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/> 「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。</p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/> 地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。</p> <p style="padding-left: 80px;">制度名: _____</p> <p style="padding-left: 40px;"><input type="checkbox"/> その他 具体的に: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他者に譲渡していないもの)は除きます。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量(環境価値を他社に譲渡していないもの)は除きます。</p>
--	---

ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）			
事業者名	プロジェクト代表事業者と同じ		印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
備考欄			

以 上